

伊奈町都市計画法に基づく開発許可等標準処理期間一覧

平成 27 年 4 月 1 日

行政処分の内容	根拠条文	期間	備考
開発許可	法第 29 条第 1 項	25 日	
開発許可を受けた開発行為における変更の許可	法第 35 条の 2 第 1 項	12 日	
公告前建築等の承認	法第 37 条第 1 号	7 日	
開発許可を受けた土地における予定建築物等の変更許可	法第 42 条第 1 項	12 日	
開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可	法第 43 条第 1 項	12 日	
許可に基づく地位の継承	法第 45 条	12 日	
開発行為又は建築等に関する証明書発行 (42 条審査のみ)	規則第 60 条	10 日	行政処分ではないが、標準処理期間を設定
同上 (上記以外)	規則第 60 条	20 日	

*関係機関との協議に要する期間を除く。

○「標準処理期間」とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常必要となる標準的な期間のことです。ただし、申請の内容や申請件数の混み具合などによっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合も考えられます。

行政手続法第 6 条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

○次のような期間は処理期間に算入されません。

- (1) 申請を補正するために要する期間
- (2) 行政庁の執務が行われない町の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律の休日、12月29日から1月3日まで）
- (3) 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
- (4) 審査のために必要なデータを追加するための期間